

輪島市

農業委員会だより

2015年(平成27年)11月1日発行

発行：輪島市農業委員会
編集：輪島市農業委員会事務局
TEL (0768) 23-1191

農業委員会

新体制でスタート

平成二十七年七月一九日に輪島市農業委員選挙が告示され、無投票で十一名の方が選ばれました。輪島市農業委員会は、各種団体からの推薦による選任委員六名を加え、総勢十七名で活動しています。

◆向面会長を中心に 新役員決まる

八月三日に臨時総会が開催され、役員の内選が行われ、会長以下次のとおり決まりました。



- 会 長 向面 正一 (町野町寺地)
- 職務代理 森谷 正美 (町野町川西)
- 運営委員 谷内 吉夫 (小池町)
- 新澤 晟 (三井町与呂見)
- 岩坂 一明 (深見町)
- 山崎 覺治 (門前町道下)

就任のご挨拶

輪島市農業委員会

会長 向面 正一



でありました。

今年八月に入り猛暑日続きとなり水稲は豊作となりましたが、畑作等には大変苦労した夏

さて、この度八月三日の臨時総会において互選され、前回に引き続き会長の要職に就任させていただきました。報道などでご存知かもしれませんが、九月四日に農業委員会法が改正されました。公選制の廃止など大きく変更いたしますが、優良農地の確保と有効利用や農業の担い手の確保・育成の取組みは今後も変わらず農業委員会の役割として強く期待されているところと考えております。そのため農業委員会では平成二十四年度より「いしかわ農業委員活動1・1・1運動」として農地に関する相談活動や活発な意見交換の実施、農業委員の活動の見える化の推進に取り組んでいます。少子高齢化・就農者の減少・耕作放棄地の増加など厳しい農業情勢の下ではあります。農業委員一人一人が、農業者の代表として、より一層皆様方の生活向上に努めて参る所存でありますので、ご支援賜りますようお願い申し上げます。

ご挨拶

輪島市長 梶 文秋



「農業委員会だより」が発刊されるにあたり一言ごあいさつ申し上げます。

本年、七月三

十一日の任期満了に伴う農業委員会委員の改選が行われ、選挙による十一名と団体等推薦の六名の方が委員となりました。八月末の国会で農業委員会法を改正する法律が成立し、委員の公選制は廃止され、今回が公選による最後の改選となりました。今回、新たな任期三年を迎えられました委員の皆様におかれましては、各地域における農業活性化に向けて取り組んでいただきたいと存じます。

また、今回の改選を機にご勇退されました四名の委員の方には、これまでのご労苦に対し、深甚なる敬意を表しますとともに、今後とも引き続き本市の農業行政に対し、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本市を含め、平地に比べ耕作条件が不利な中山間地域では、農業従事者の高齢化と後継者の不足が

深刻となっております、それに伴う耕作放棄地の増加に加え、近年、米価の下落やイノシシによる被害の拡大など、農業を取り巻く環境は大変厳しい状況となっております。

このような状況の中、昨年七月には、企業を含めた担い手のニーズに合わせて農地の集積・集約化を推進する「いしかわ農業総合支援機構」が設立され、人・農地プランに基づき、地域の中心的経営体に地域・集落の農地を預け、その農地に対して「地域集積協力金」を支給する等の「農地中間管理事業」が進められており、今後、こうした取組を通じ、農地の保全と農業経営の安定が図られるものと期待いたしております。

本市といたしましても、農地の集積や担い手の育成、農業所得の向上が喫緊の課題であると強く認識しており、関係機関と連携を図り、農業が抱える諸課題の解決に向けしっかりと取り組んでまいり所存であります。

農業委員の皆様方におかれましては、これまでの知識と経験を存分に活かしていただき、各地域の農業者の「相談役」として、将来の地域づくり、活力ある農業の振興のため、より一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

農業委員紹介



坂下 正幸
公選
(房田町)



石倉 稔
公選
(門前町久川)



谷内 吉夫
公選
(小池町)



山本 秀夫
公選
(門前町東大町)



森谷 正美
公選
(町野町川西)



安 津久人
公選
(石休場町)



向面 正一
公選
(町野町寺地)



田中 喜義
公選
(白米町)



新澤 辰
公選
(三井町与呂見)



岩坂 一明
公選
(深見町)



山崎 覺治
公選
(門前町道下)



坂本 昭信
土地改良区推薦
(三井町渡合)



東 克芳
市議会推薦
(門前町田村)



大宮 正
市議会推薦
(名舟町)



森山 博
町野町農協推薦
(町野町佐野)



新谷 義治
おおぞら農協推薦
(熊野町)



田上 正男
農業共済組合推薦
(大野町)

(議席番号順)

◎ 農地に土砂を入れるには？ 農地改良(盛土・畑地転換)の届出が必要!

農地に土砂を入れる場合等は、農業委員会に届出をし承認を得なければなりません。
違反転用とされる場合もありますのでご注意ください。
注) 入れる土砂は、産業廃棄物その他、農地造成に不適切な土を使用しないものとします。

◎ 農地を取得(農地法3条)する場合の下限面積表 (平成27年11月1日現在)

農地を取得する場合には農地の分散を防ぐため農地法により下限面積が設定されており、下限面積以上の農業経営が必要となります。
市内全域 - 20 アール ※平成 25 年 8 月より変更となりました

農業者年金に加入しませんか。

- 農業者年金は農業に従事する方なら幅広く加入することが出来ます。
また次のようなメリットがありますので是非ご検討ください。
- 認定農業者などは政策支援に加入することで保険料の国庫補助が受けられます。
 - 保険料は全額が社会保険料控除されるため節税になります。
 - 納めた保険料と運用益で年金額が決まる確定拠出型のため安心な制度となっています。
 - ライフステージに応じて保険料を変更することができます。

農地を転用 するときは **農地法の許可** が必要です

- ・ 農地は、大切な食料の供給基盤です
- ・ 一度農地以外のものにされると元に戻すことは極めて難しいことから、転用は、計画的な土地利用のもとに適切に行われる必要があります
- ・ 我が国の食料自給力を高めるとともに、次の世代の食料安全保障のためにも、みんなで優良な農地を守っていきましょう

農家のための情報誌
「全国農業新聞」の購読をあなたも

- ・ 発行日 毎週金曜日
- ・ 購読料 700円(ひと月)

問い合わせ、申込は
輪島市農業委員会事務局まで TEL 23-1191

ごくろうさまでした

退任農業委員 (在籍期順)

角 隆一 氏 (二期)	表 庄三 氏 (四期)	松本 喜四志 氏 (四期)	漆谷 豊和 氏 (五期)	永泉 志朗 氏 (二期)	上田 信江 氏 (二期)	大村 正博 氏 (二期)
-------------	-------------	---------------	--------------	--------------	--------------	--------------

本市の農業振興発展にご活躍を賜り、お礼申し上げます。今後とも、地域農業振興のために、ご尽力くださるようお願いいたします。
大変ご苦勞さまでした。

1 農委会の役割が「農地等の利用の最適化の推進」として強化されます

全農地に対する担い手が利用する農地面積の割合を現状の5割から8割に拡大することを政府が目的に掲げるなかで、これを達成するために「農地等の利用の最適化の推進」が農業委員会の義務業務として位置づけられました。

これまで農業委員会は、農地法等に基づく許認可事務のほか、農地利用の確保、農地の効率利用の事務については「行うことができる」と定められていました。今回の法改正によって、これら事務は「農地等の利用の最適化の推進」の事務として当然に「行う」ことが定められました(農委法第6条第2項)。

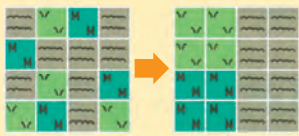
農業委員会は許認可だけでなく、担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進に積極的に取り組んでいくべきことが制度的により強固に位置づけられました。

この活動を行う上で、農地中間管理機構と積極的に連携していくことが重要です。

「農地等の利用の最適化の推進」とは、以下の成果を上げるために出し手農家を訪問して農地中間管理機構への貸付けを促すなどの掘り起こしや担い手とのマッチングのための話し合いなどの活動を行うことです。(農業委員会法第6条第2項)

1 農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農地等の集団化

→ 担い手への農地利用の集積の推進



2 農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保

→ 耕作放棄地の発生防止、解消の推進



3 農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進

→ 新規就農、企業等の農業参入の支援



農業委員、農地利用最適化推進委員には、**秘密保持義務**がありますので、職務上知り得た秘密は在職中だけでなく退任後も漏らしてはなりません(農委法第14条、第24条)。

2 農業委員の選出方法が変わります

1 公選制から地域推薦・公募に

農業委員の選出方法は、公職選挙法に基づくものから市町村長が議会の同意を得て任命する方法になります(農委法第8条)。

市町村長は、任命に当たって、あらかじめ地域の農業者や農業団体に候補者の推薦を求め、公募も行います。推薦と公募の結果は公表が義務づけられ、市町村長にはこれを尊重することが求められています(農委法第9条)。

2 認定農業者を過半に。利害関係者以外も登用を

区域内に認定農業者が少ない場合などを除いて、農業委員の過半は認定農業者であることが求められます(農委法第8条第5項、第6項)。

3 女性や青年の登用促進を

農業委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮することが求められています(農委法第8条第7項)。このため、女性や青年の登用にに向けた機運を高めることが急務となります。

※ 改正法の公布後は現行制度に基づく選挙の告示は行われません。また、改正法の施行は平成28年4月1日で、施行時に在任している農業委員は、任期満了まで引き続いて農業委員としての職務を行います。(輪島市は平成30年8月を予定)

農業委員、農地利用最適化推進委員の選任のイメージ

